

固定資産税

償却資産の申告をお願いします

Q 償却資産とは？

A 償却資産とは、土地や建物以外の事業用資産です。

Q 償却資産の対象になるものは何？

A 1月1日現在で、会社や個人事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。減価償却額または減価償却費が法人税法あるいは所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

Q 申告はどのようにすればいいのですか？

A 様式が定められています。固定資産税係まで連絡いただくと、申請書を送付しますので、1月31日までに申告してください。

法人の場合は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を参考に申告してください。

Q 評価額の計算はどのようにするのですか？

A 取得価格 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額……①
(対用年数、取得時期により異なります。)

Q 税額はどのようになりますか？

A 課税標準額(通常①の評価額) × 税率(1.4%) = 税額

* 償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。(地方税法第383条)

虚偽の申告は懲役または罰金が、未申告者には過料が課せられます。(地方税法385・386条)

■問合先 税務課固定資産税係 ☎(内線257、258)

20歳になったら国民年金に加入しましょう！

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

また、老後だけでなく、けがや病気で障害が残った場合や、生活を支えている一家の働き手を亡くした場合には、障害・遺族年金があります。(一定の要件が必要です。)

20歳になったら、忘れず、国民年金に加入しましょう。

どのような人が加入するの？

日本国内に住む20歳から60歳までの全ての人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

自営業者、農林漁業者、学生、フリーター等の人は、「第1号被保険者」となります。

会社員や公務員の人は、厚生年金または共済組合の加入となり「第2号被保険者」、第2号被保険者に扶養されている配偶者は、「第3号被保険者」となります。

加入手続きは？

「第1号被保険者」となる人は、20歳の誕生日の前月に届く「国民年金被保険者資格取得届書」により住所地の市役所、町村役場の国民年金係で届出をします。

「第3号被保険者」となる人は、配偶者の勤務先を通じて「国民年金第3号被保険者資格取得届」を社会保険事務所に届出をします。(用紙は社会保険事務所にあります。)

保険料の納付は？

第1号被保険者の人は、加入手続き後、社会保険庁から送付される国民年金保険料納付案内書により、毎月の保険料を翌月末までに自分で納めます。

全国の金融機関・郵便局の窓口のほかコンビニエンスストアでも納めることができます。また、口座振替やインターネット(パソコン・携帯電話)を利用する方法でも納めることができます。

保険料を納付することが困難な場合は？

◆免除(全額免除・一部免除)申請

申請本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料納付を全額免除または一部納付となります。
(全額納付した場合と比較して、年金額が、全額免除は1/3、半額納付は2/3、1/4納付は3/6、3/4納付は5/6となります。)

また、保険料の一部の免除が承認になった場合、一部納付額を納付しなければ未納となり、一部免除も無効となります。

◆若年者納付猶予申請

30歳未満で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。(年金額には反映しません。)

◆学生納付特例申請

学生の人で本人の前年所得が一定額以下の場合には、申請することにより保険料の納付が猶予されます。(年金額には反映しません。)

※保険料の免除や猶予が承認になった場合は、10年以内であれば、さかのぼって納付(追納)することで年金額を増やすことができます。
(3年目以降に追納する場合は、経過期間に応じた加算額が上乗せになります。)

■問合先 市民課年金係 ☎(内線268、370)

奈良社会保険事務局年金課 ☎0742・32・0505(代表)